

## 夜間金庫約款

### 1. (この約款の取引に係る契約の成立)

当組合は、お客様からこの規定の取引に係る、当組合所定の申込書の提出を受け、当組合がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

### 1. の 2 (利用目的)

この夜間金庫は、当組合における利用者名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

### 2. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する4月14日とし、契約期間満了日までに利用者または当組合から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 3. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という。))を、当組合所定の入金伝票および通帳等とともに当組合所定の入金袋(以下「入金袋」という。))に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。

なお、入金伝票には「氏名」「口座番号」「当該入金袋在中の金額」「投入日付」をご記入ください。(入金票の日付欄は、当組合で預入日付を記入致しますので投入日付はコメント欄にご記入ください。)

また入金袋が2個以上にわたる場合には、入金袋ごとに前述の事項を記入した入金伝票を作成し添付してください。

(2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

### 4. (利用料)

(1) この夜間金庫の利用料は、別表料金表記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日(休日の場合は翌営業日)に利用者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ利用料に充当します。ただし、僚店の預金口座からの引落しは出来ません。

なお、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から初年度夜間金庫使用料徴収表の月割計算により支払ってください。

(2) 利用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、第1項の前払い利用料は返戻致しません。

### 5. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当組合所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額をご確認ください。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当組合で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当組合で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当信組はその責任を負いません。

### 6. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当組合の受入手続終了後返却します。

### 7. (鍵の保管等)

入金袋用の鍵正副2個のうち、正鍵は利用者が、副鍵は当組合が保管し、入金袋の開閉に使用します。

### 8. (鍵・入金袋の喪失毀損の取扱)

鍵・入金袋を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

### 9. (届出事項の変更等)

(1) 名称、代表者、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

### 10. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口座の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当組合の責めによらない事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当組合は責任を負いません。

### 11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの夜間金庫の使用申込みをお断りするものとします。

### 12. (解約等)

(1) この契約は、利用者または当組合の都合によりいつでも解約することができます。この場合には、鍵・入金袋および届出の印章を持参し、当組合所定の手続きを行ってください。

なお鍵・入金袋を失った場合、または毀損した場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしてください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 利用者が使用料を支払わないとき

② 利用者について相続の開始があったとき

③ 利用者の責めに帰すべき事由により、当組合もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤ 利用者がこの規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの夜間金庫の利用を停止し、利用者へ通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続を行ってください。

① 利用者が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは、第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前第三項の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から手続完了の日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。なお、当組合はこの遅延損害金を自動引落しすることができるものとします。

(5) 使用料、遅延損害金その他利用者が負担すべき費用が発生した場合は、当組合から請求がありしだい支払ってください。

### 13. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 14. (譲渡転貸等の禁止)

夜間金庫の利用権を他人に譲渡・転貸または質権の目的とすることはできません。なお、鍵・入金袋についても同様とします。

### 15. (規定の準用)

この約款に定めのない事項については、当組合当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

### 16. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められ

る場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

**笠 網 信 用 組 合**

令和2年4月改訂